

事務事業名		敬老祝金支給事業				担当	健康福祉部　いきいき高齢課　高齢者福祉係			
政策名		C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名		5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画						事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠		真岡市敬老祝金条例					☒ 単年度繰返（開始年度　平成10　年度～）			
予算科目		1. 一般会計		3. 民生費			1. 社会福祉費		1. 老人福祉費	
事業概要		・ 市内に3か月以上居住し、人生の祝年（80歳、88歳、90歳、99歳及び100歳）を迎える高齢者に対し敬老祝金を支給し、その長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図り、高齢者の福祉を増進する。 ・ 祝金額　80歳 / 1万円・88歳 / 2万円・90歳 / 2万円・99歳 / 3万円・100歳 / 10万円 （H29年度は101歳以上の高齢者にも5万円を支給）								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）			⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
30年度実績 ・4月1日から翌年3月31日までに、80歳、88歳、90歳、99歳及び100歳に達する高齢者を抽出する。 ・民生委員ごとに該当者名簿を作成する。 ・支給は毎年9月に行い、80歳、88歳、90歳及び99歳には担当民生委員を通じて支給し、100歳になる在宅の方は市長が個別訪問して手渡す。 該当者 80歳 507人 88歳 388人 90歳 273人 99歳 19人 100歳 16人 計1,203人 31年度計画 前年度と同様 祝金額 80歳 / 1万円、88歳 / 2万円、90歳 / 2万円、99歳 / 3万円、100歳 / 10万円			名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
ア			市内に3か月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数		人	1,309	1,292	1,349	1,222	1,317
イ			市内に3ヶ月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数（対象見直し後）		人			1,339	1,203	1,282
ウ										
エ										
オ										
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 市内に3か月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者			⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
			名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
ア			市内に3か月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数		人	1,309	1,292	1,349	1,222	1,317
イ			市内に3ヶ月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数（対象見直し後）		人			1,339	1,203	1,282
ウ										
エ										
オ										
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図る。			⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
			名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
ア			市内に3か月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数		人	1,309	1,292	1,349	1,222	1,317
イ			市内に3ヶ月以上居住し、80歳以上の祝年を迎える高齢者数（対象見直し後）		人			1,339	1,203	1,282
ウ										
エ										
オ										
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 健康で生きがいをもちて生活してもらう。			⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
			名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
ア			対象者のうち祝金受給者の割合		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
イ										
ウ										
エ										
オ										
(2) 総事業費の推移										
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	
			地方債	千円	0	0	0	0	0	
			その他	千円	0	0	0	0	0	
			一般財源	千円	25,954	27,384	15,755	20,519	21,266	
			事業費計（A）	千円	25,954	27,384	15,755	20,519	21,266	
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
			延べ業務時間	時間	360	360	360	360	360	
			人件費計（B）	千円	1,508	1,495	1,494	1,501	1,501	
			トータルコスト(A)+(B)	千円	27,462	28,879	17,249	22,020	22,767	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		昭和34年に真岡市敬老年金条例の施行に伴い開始された。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		・真岡市敬老年金条例に基づき80歳以上の全員に敬老年金を支給していたが、この条例は平成10年3月に廃止され、同年4月から真岡市敬老祝金条例の施行に伴い敬老祝金を支給している。 ・平成14年度に金額の見直しを行い、平成15年度から減額された。 80歳 減額なし、88歳 3万円 2万円、90歳 5万円 3万円、99歳 10万円 5万円、100歳以上 20万円 10万円 ・平成28年度に金額の見直しを行い、平成29年度から減額。 80歳 1万円 5千円、88歳 2万円 1万円、90歳 3万円 2万円、99歳 5万円 3万円、100歳 10万円（減額なし）、101歳以上 10万円 5万円 ・平成29年度に金額及び対象年齢の見直しを行い、平成30年度から適用。 80歳 5千円 1万円、88歳 1万円 2万円、90歳 2万円、99歳 3万円、100歳 10万円、100歳以上（廃止）								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？		対象の高齢者から、敬老祝金をいただいて大変ありがたいとの声が寄せられている。								

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 高齢者に対する敬老思想が高まることは、市民福祉の充実に結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 高齢者福祉の推進は、市政の重要な柱の一つであるため、公共の関与は妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 一定の年齢に該当する全員を対象としているため、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 対象者には全員に支給しているため、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図ることは、市民福祉の充実に結びつき、市政の重要な柱の一つであるため、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 一定の年齢に該当する全員を対象に、一定の額を給付する事業であるとともに、平成30年度における贈呈額の見直しを図ったところである。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で事務処理をしているため、削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 一定の年齢に該当する全員を対象としているため、公平、公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																						

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																						
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																					
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					